

(1)

我國の婦人の社會的・法的地位は、もとより、急遽に全無産階級運動に合法
 せしめるために全體性的統一的な政治的闘争に展開せしむ當面の闘争目
 標を我ひとすし、ために無産婦人、農村婦人、カトリック婦人の間に無産
 婦人を指導する努力とする階級的大衆的共同戦線をつくり、當面の過程とし
 て、独立した組織——女性だけの組織——を組織せしむ、無
 産階級の諸団体において、原則上許さざるべき所があるが、わが國の婦人の地
 位は、尚ほ前述の如く、カトリックの政治活動の——政治団体加入の自由——
 自由が、ある程度、に當面に於ては、一過程として、独立した組織を組織し、これ
 は、さらぬ必要を存する、この無産婦人を指導する共同戦線は、やかた